

お知らせ

星野リゾートトナムスキー場 リフト村民優待のお知らせ

株式会社星野リゾート・トナムのご協力をいただき、トナム山スキー場リフト券優待を行っています。

小学生、中学生、高校生には『シーズン券』を発行しています。スキーやスノーボードなどウィンタースポーツをお楽しみください。

役場企画商工課、トナム支所で優待証明書を発行していただけます。

◆優待価格

●大人 1日券1,500円

●小学生、中学生、高校生は、シーズン券発行により無料

■お問い合わせ

企画商工課企画担当
電話 56・2124

◆考えよう

みんなで解決

北方領土

「平成25年度標語」

我が国固有の領土である歯舞群島（はばまいぐんとう）、色丹島（しこたんとう）、国後島（くなしりとう）及び択捉島（えとろふとう）からなる

北方四島の早期返還実現については、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

この北方領土返還要求運動が始まってから60年以上が経過した現在なお、領土返還への具体的な道筋は見えないままとなっています。

国の外交交渉を積極的に後押しし、さらなる結果を図るため、2月7日の「北方領土の日」を中心に、「北方領土の日特別啓発期間」を定め、道及び関係団体の連携のもと一層強力に北方領土問題の啓発活動を展開してまいります。

■お問い合わせ

企画商工課企画担当
電話 56・2124

無料調停相談会の開催

富良野調停協会では、富良野沿線の住民に対し、調停制度利用の便宜と普及を図るため、下記の日程で、「無料調停相談会」を開催いたしますので、日頃金銭の貸借関係、あるいは、損害賠償問題、夫婦や親族等のいろいろなトラブル、日常生活での紛争解決等について悩んでおられる方は、当日、次の会場にお越しいただき、ぜひご相談ください。担当調停委員が親切にご

相談に応じます。

【開催日】

2月21日（金曜日）

【開催時間】

午前10時～午後3時

【開催会場】

▽富良野会場

富良野文化会館 研修室

▽上富良野会場

保健福祉センターかみん会議室

【主催】

富良野調停協会

■お問い合わせ

富良野調停協会事務局

調停委員 下口信彦

電話 22・4379

「厚志に感謝いたします。」

▽平川トリさん（宮下）から、

亡夫（故平川利数さん）の

香典返しを廃し、心温まる

ご寄付をいただきました。

▽鈴木仁太郎さん（宮下）か

ら、社会福祉協議会の運営

や活動への感謝として、心

温まるご寄付をいただきました。

社会福祉法人

占冠村社会福祉協議会

運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習（30分）

- ◎12月5日（木） 13時～
- ◎12月16日（月） 13時～
- ◎1月6日（月） 13時～
- ◎1月15日（水） 13時～

■一般講習（1時間）

- ◎12月5日（木） 14時～
- ◎12月16日（月） 14時～
- ◎1月6日（月） 14時～
- ◎1月15日（水） 14時～

■違反講習（2時間）

- ◎12月10日（火） 13時～
- ◎12月19日（木） 13時～
- ◎1月24日（金） 13時～

■初回講習（2時間）

- ◎1月10日（金） 13時～
- ◎3月10日（月） 13時～

衛生用品の資源化実証実験にご協力を！
「紙おむつ」・「生理用品」
「ペット用シート・砂」を
分別収集します

ごみの資源化利用を推進し、ごみ焼却量を抑制し、ごみ質を改善することで焼却施設、最終処分場の維持管理経費の節減と施設の延命化を図ることを目的に、衛生用品の資源化処理試験を実施しています。

※回収日は、毎週火曜日です
1月7日、14日、21日、28日

■産業建設課環境衛生担当 電話56 - 2173

お知らせ

消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、転嫁対策に取り組んでいます。

(内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省)

消費税転嫁対策特別措置法が平成25年10月1日から施行されています

○法律の主な内容

- ▶消費税の転嫁拒否等の行為の禁止（いったん取り決めた対価の減額や買ったとき、商品購入・役務利用・利益提供の要請、本体価格での交渉拒否、報復行為は禁止されます。）
- ▶消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止（「消費税還元セール」、「消費税率上昇分値引きします」等の広告が禁止されます。）
- ▶総額表示義務の特例（税込み価格と誤認されない表示であれば、「〇〇〇円（税抜き）」、「〇〇〇円＋税」等、税込価格を表示しない表示方法が認められます。）
- ▶転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法の適用除外（公正取引委員会への事前届出制）

※消費税の転嫁拒否等の行為や消費税分を値引きする等の宣伝や広告に対し、政府一丸となって監視・取締りを行っていきます。

政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センターを設置しています

○センターでは、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関するご相談を受け付けています

センターでは、このような相談に関して法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

○ご相談は専用ダイヤルまたはメール（HP上の専用フォーム）をご利用ください 専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日9時～17時（平成26年3月・4月は土曜日も受け付け）

※お住まいの地域に応じて、以下の通話料がかかります。

●固定電話：8.5円～80円/3分間、携帯電話：90円/3分間、公衆電話：30円～220円/3分間

HP上の専用フォーム：<http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受け付け）

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

●占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。

●月収が15万8,000円以下の方。

（例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8,000円以下の方）

※单身の方でも入居できます。

※連帯保証人が2名必要です。

★入居者と同等または同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね2月3日（月）

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当
トナム支所

■お問い合わせ 産業建設課建築担当
☎ 56-2172

村営住宅入居者募集のご案内

募集団地 ●受付期限 1月15日(水)

●占冠地区 2戸	●トナム地区 1戸
○占冠団地 3DK 2戸	○みなし特公賃住宅 3LDK 1戸
●中央地区 1戸	
○川添団地 3DK 1戸	

皆様の入居を
お待ちしております

※みなし特公賃住宅は、村営住宅とは入居資格が異なりますので、詳しくは、産業建設課建築担当へお問い合わせください。